



施設等、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業については、『**保育を必要とする事由**』に当てはまる世帯のみが無償化の対象となります。

申請の際には、事由によって異なる書類が必要となりますので、準備の上、手続きをお願いいたします。

※新制度幼稚園や保育所、認定子ども園を利用されている方は、既に申請しているため、新たな手続きは必要ありません。

※企業主導型保育事業の地域枠をご利用の方は教育・保育給付認定が必要となりますので、問い合わせください。

給食費の負担軽減措置について

給食費は、原則実費負担となりますが、年収360万円未満相当世帯と第3子以降については、免除となります。

※第3子の考え方

保育所と認定こども園（保育所機能部分）の場合：小学校入学前の子どもの人数を数えます

幼稚園と認定こども園（幼稚園機能部分）の場合：小学3年生までの子どもの人数を数えます

保育を必要とする事由と必要な書類

事由	保護者の状況	必要な書類の例
就労	月64時間以上労働することを常態としている	就労証明書
妊娠・出産	妊娠中である、または出産後間もない	母子健康手帳（写）
疾病・障がい	保護者の病気やけが、または保護者が障がいを有している	医師の診断書、身体障害者手帳（写）
介護・看護	同居の親族等を常時介護または看護している	医師の診断書、介護保険被保険者証（写）
災害復旧	震災、風水害、火災その他復旧にあたっている場合	罹災証明書（写）
求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている	求職活動誓約書、ハローワークカード（写）
就学等	就学や職業訓練のため、保育することができない	在学証明書
その他	その他、家庭で保育を行うことが困難である場合など	

※事由が『求職活動』の場合は、認定期間は90日間となります。

保育所と認定子ども園（保育所機能部分）にかかる給食費について

えまます

市立保育所と認定こども園（保育所機能部分）に通う3歳児クラスから5歳児クラスの給食費（副食分のみ）については、これまで、保育料に含めて負担していただいていたましたが、10月以降は、給食費として、保護者の皆さんに負担していただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、給食費（主食分）については、これまで、子育て世帯の負担軽減を図るため、市独自の補助をしており、10月以降についても、当面の期間は同様の補助を継続します。

※市立保育所における10月以降の給食費は、月額4千500円を予定しています。